

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造	調剤室の面積	
	品 目	品 目
主 な 設 備		

- 注意 1 薬局の見取図を添付すること。  
 2 主な設備の欄には、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に掲げるもの以外のものがある場合のみ、その主なものを記載すること。